

# 新たな地域自治制度について

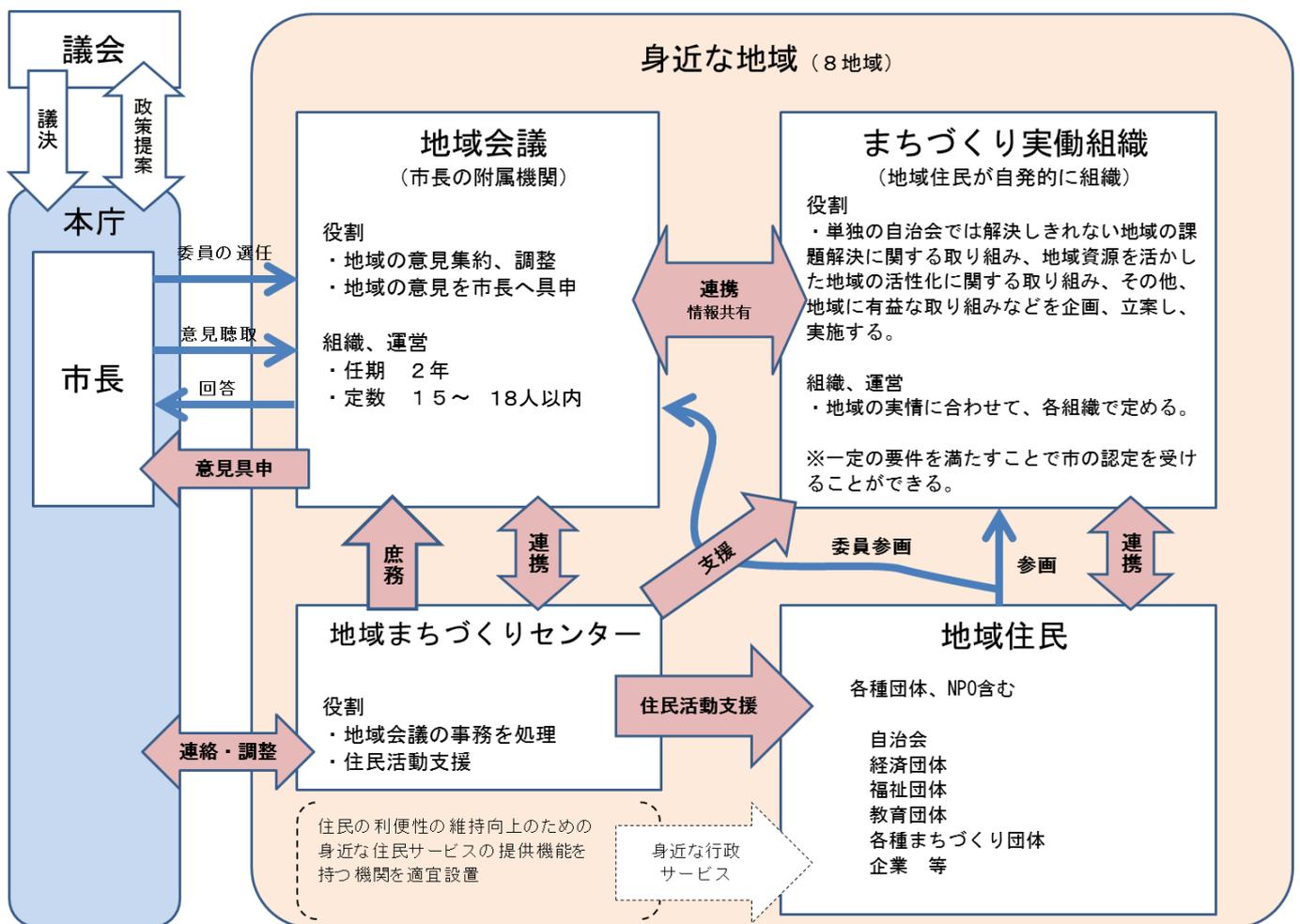
## 新たな地域自治制度の概要

新たな地域自治制度は、市が独自に制定した地域づくり推進条例に基づき、新たに財政的な支援の制度等を加え、地域の活動と発展を地域住民自らの手で積極的に行っていただき、市はその自主的な地域づくりを様々に支援していくものです。

## 新たな地域自治制度 2つの柱

- 1 市の附属機関として「**地域会議**」を設置しました。
- 2 自ら地域づくりを実践する「**まちづくり実働組織**」の活動を支援します。

## 新たな地域自治制度を推進する仕組み(全体像)



# I 地域会議について

●市の附属機関（審議会）として市が8地域に設置しました。



地域会議の名称	定数
栃木中央地域会議	18人以内
栃木東部地域会議	16人以内
栃木西部地域会議	16人以内
大平地域会議	17人以内
藤岡地域会議	16人以内
都賀地域会議	15人以内
西方地域会議	15人以内
岩舟地域会議	16人以内

●地域の住民代表組織として地域の課題解決や将来について話し合います。

## 【主な役割】

- ▶ 身近な地域のまちづくりの推進に必要な事項について
  - ・ 市長への提案を行います。
  - ・ 市長からの問いかけに対して意見を述べます。



- ▶ **地域の課題解決や活性化のため、事業計画をつくり、一定の枠内で予算の使い道を市長へ提案することができます。**



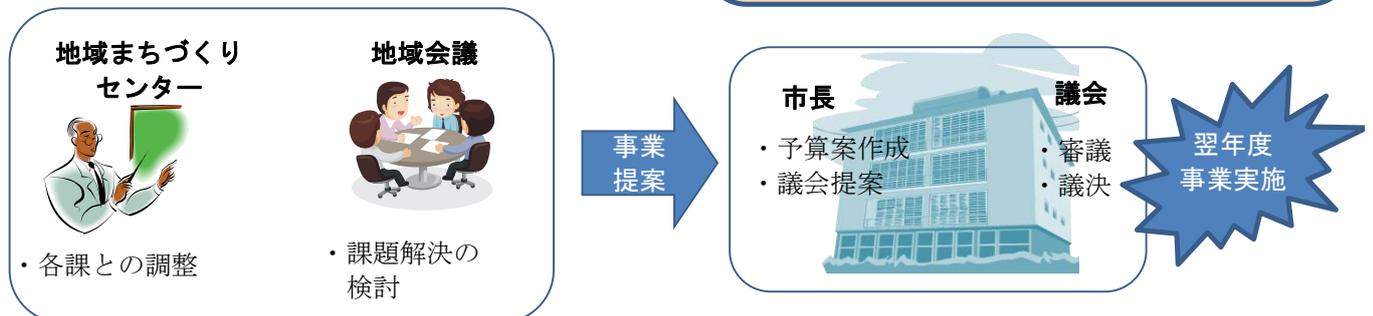
○これを、「地域予算提案制度」といい、多様な地域課題を効率的に解決するため、地域にお住まいの方が一定の枠内で予算の使い道を考えるしくみです。

## 【地域予算提案制度の流れ】

- ① 地域会議が、地域課題解決のための事業計画を作成し、市長へ提案します。
- ② 市長は、地域会議から提出された事業計画を予算案に反映し、議会へ提案します。
- ③ 議決後、翌年度に市が事業を実施します。

## 【対象とならない事業】

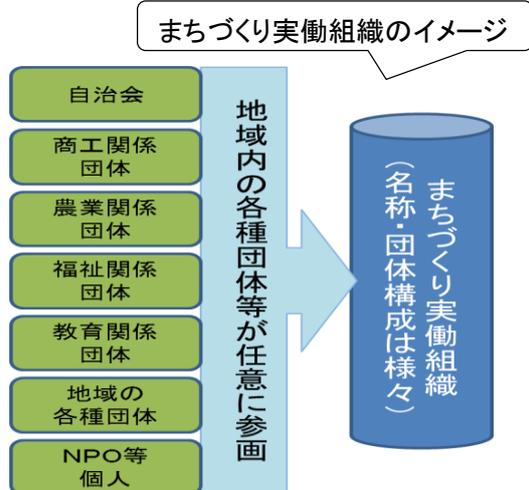
- ・ 市に決定権限のない事業
- ・ 大規模な施設整備
- ・ 給付等の上乗せ
- ・ 市が廃止を決定した事業の復活など



## Ⅱ まちづくり実働組織について

### ●地域づくりに自主的に取り組む任意の組織です。

「まちづくり実働組織」とは、地域固有の課題の解決や地域の特色を生かした実践活動に自主的に取り組む任意組織の総称です。イメージ図のように、自治会や商工関係団体など、地域内の多くの各種団体や住民等により構成されます。



#### 【主な役割】

- 地域内で活動する各種団体間の相互理解及び情報の共有化を図ります。
- 必要に応じて、人材や物品を団体間で互いに融通しあいます。
- 地域の問題点や課題、改善点を自ら解決するための計画（地域づくり事業計画）を立案します。
- 計画に基づき事業を実施します。  
（地域の美化活動、空き家・空き店舗の活用、世代間の交流事業 など）

### ●市長の認定を受けることができます。

一定の要件（地域内の複数の団体・住民で構成されていること。地域課題の解決等に自主的に取り組むこと。民主的に運営されることなど。）を満たすまちづくり実働組織は、市長の認定を受けることができます。

市長は、地域会議の意見を聴いて認定の可否を決定します。

### ●まちづくり実働組織への補助制度を設けました。

#### 1 認定まちづくり実働組織設立支援補助金

1 団体あたり 5万円以内の補助金  
立ち上げ前の組織（設立準備組織）に対して、  
立ち上げに要する経費を助成します。

#### 2 認定まちづくり実働組織に対する補助金

認定後のまちづくり実働組織の活動に対して助成するものです。

##### ①地域づくり事業計画策定支援補助金（初回のみ）

補助率 10/10 1 団体あたり 10万円以内  
地域づくり事業計画の策定に要する経費を助成します。

##### ②地域づくり事業支援補助金

補助率 1/2 1 地域あたり 100万円以内  
地域づくり事業計画に基づく事業の実施に要する経費の一部を助成します。

##### ③認定まちづくり実働組織活動補助金

補助率 10/10 1 団体あたり 5万円以内  
組織活動に要する経費の一部を助成します。

地域づくり  
応援補助金